

大阪・関西万博奈良県実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、大阪・関西万博奈良県実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、県、市町村及び民間事業者等が連携し、大阪・関西万博（以下「万博」という。）を奈良県の成長につなげるために必要な事業を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 万博会場における県催事の実施に関する事業
- (2) 万博を契機とした県内誘客に関する事業
- (3) 万博開催前の機運醸成に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表第1に掲げる団体とする。

2 会員は、本会及び会員等の万博に関する活動への協力及び支援に努めるものとする。

3 会員（県及び県内市町村に限る。）は、別表第2に定める各年度の負担金を当該年度の会長が定める日までに納入しなければならない。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 10名以内
- (4) 監事 2名以内

2 会長は、奈良県知事をもって充てる。

3 副会長は、市長会会長及び町村会会長をもって充てる。

4 委員及び監事は、会長が指名する。

5 役員は、無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、財務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、本会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会及び部会とする。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 第3条に規定する事業の実施の基本方針に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の制定及び改廃に関する事項（軽易な事項を除く。）

(4) その他本会の運営に関して重要な事項

3 役員会の議長は、会長又は会長の指名する者をもって充てる。

4 役員会は、役員の現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席役員の数に加えることができる。

5 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要と認めるときは、役員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

7 会長が緊急を要すると認めた場合に限り、持回りにより役員の現在数の過半数の同意によって議決することができる。

(部会)

第10条 本会は、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、会長が指名した者をもって構成する。

2 部会は、必要に応じて会長が招集し、部会長が議長となる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、役員会において決議すべき事項について、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないとき又は軽易な事項と認められるときは、専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の役員会に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、奈良県総務部知事公室政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 本会の収支予算は、役員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て役

員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 16 条 本会は、第 2 条の目的が達せられたとき、役員会の決議により解散する。

(残余財産)

第 17 条 本会が解散した場合に存する残余財産の帰属については、本会で審議の上、決定する。

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この会則は、令和 6 年 4 月 17 日から施行する。

2 令和 6 年度に限り、第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「4 月 1 日」とあるのは、「4 月 17 日」とする。

附 則

この会則は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

奈良県	大淀町
奈良市	下市町
大和高田市	黒滝村
大和郡山市	天川村
天理市	野迫川村
橿原市	十津川村
桜井市	下北山村
五條市	上北山村
御所市	川上村
生駒市	東吉野村
香芝市	奈良県商工会議所連合会
葛城市	奈良県商工会連合会
宇陀市	近鉄グループホールディングス株式会社
山添村	西日本旅客鉄道株式会社
平群町	奈良交通株式会社
三郷町	奈良県大学連合
斑鳩町	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
安堵町	奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合
川西町	株式会社奈良新聞社
三宅町	奈良テレビ放送株式会社
田原本町	奈良県中小企業団体中央会
曽爾村	奈良経済同友会
御杖村	奈良県中小企業連合会
高取町	奈良県部落解放企業連合会
明日香村	奈良市ホテル協議会
上牧町	奈良県農業協同組合
王寺町	株式会社南都銀行
広陵町	奈良信用金庫
河合町	奈良中央信用金庫
吉野町	大和信用金庫

別表第 2（第 4 条関係）

	令和 6 年度	令和 7 年度
奈良県	209, 000, 000 円	200, 000, 000 円
奈良市	5, 650, 000 円	5, 650, 000 円
大和高田市	2, 250, 000 円	2, 250, 000 円
大和郡山市	2, 400, 000 円	2, 400, 000 円
天理市	2, 200, 000 円	2, 200, 000 円
橿原市	2, 900, 000 円	2, 900, 000 円
桜井市	2, 150, 000 円	2, 150, 000 円
五條市	1, 950, 000 円	1, 950, 000 円
御所市	1, 950, 000 円	1, 950, 000 円
生駒市	2, 900, 000 円	2, 900, 000 円
香芝市	2, 350, 000 円	2, 350, 000 円
葛城市	2, 050, 000 円	2, 050, 000 円
宇陀市	1, 950, 000 円	1, 950, 000 円
山添村	550, 000 円	550, 000 円
平群町	900, 000 円	900, 000 円
三郷町	900, 000 円	900, 000 円
斑鳩町	950, 000 円	950, 000 円
安堵町	800, 000 円	800, 000 円
川西町	800, 000 円	800, 000 円
三宅町	800, 000 円	800, 000 円
田原本町	1, 000, 000 円	1, 000, 000 円
曾爾村	500, 000 円	500, 000 円
御杖村	500, 000 円	500, 000 円
高取町	800, 000 円	800, 000 円
明日香村	550, 000 円	550, 000 円
上牧町	900, 000 円	900, 000 円
王寺町	950, 000 円	950, 000 円
広陵町	1, 000, 000 円	1, 000, 000 円
河合町	900, 000 円	900, 000 円
吉野町	800, 000 円	800, 000 円
大淀町	900, 000 円	900, 000 円
下市町	800, 000 円	800, 000 円
黒滝村	500, 000 円	500, 000 円
天川村	500, 000 円	500, 000 円
野迫川村	500, 000 円	500, 000 円
十津川村	500, 000 円	500, 000 円
下北山村	500, 000 円	500, 000 円
上北山村	500, 000 円	500, 000 円
川上村	500, 000 円	500, 000 円
東吉野村	500, 000 円	500, 000 円